

議案番号	件名
提案課名	内容
議案第 67 号	三田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
こども支援課	子ども・子育て支援法第 34 条第 2 項及び第 46 条第 2 項の規定に基づき、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準に関し必要な事項を定めるに当たり、当該条例を制定しようとするもの。

【制定趣旨】

子ども・子育て支援新制度では、関係法令による認可等を受けている施設について、施設や事業者から申請に基づき、市が子ども・子育て支援法に基づく給付の対象となる施設として確認を行い、給付費を支払うこととなる。

これに伴い、特定教育・保育施設（幼稚園、認可保育所、認定こども園）の設置者や特定地域型保育事業者（小規模保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業）については、国が定める運営基準に基づき、本市の条例により定める運営に関する基準を満たす必要があるため当該条例を制定しようとするもの。

＜市町村長が施設型給付費の支給に係る施設として確認する「教育・保育施設」を言い、施設型給付を受けず、私学助成を受ける私立幼稚園は含まれない（法第 27 条）＞

【関係法令】

子ども・子育て支援法第 34 条第 2 項及び第 46 条第 2 項

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（内閣府令第 39 号）

【制定内容】 主な基準の内容

①内容などの説明と同意（第 5 条、第 38 条関係）

利用申込者に運営規程の概要、職員の勤務体制等の重要事項を記した文書を交付して説明を行い、利用申込者の同意を得なければならない。

②応諾義務（第 6 条、第 39 条関係）

支給認定者から利用の申し込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

③市が行うあっせんへの協力（第 7 条、第 40 条関係）

施設の利用について、市が行うあっせん及び要請等に対し、できる限り協力しなければならない。

④評価（第 16 条、第 45 条関係）

自らその提供する質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

⑤運営規程（第 20 条、第 46 条関係）

運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。

【三田市方針】

市の実情に国基準を上回る内容又は異なる内容を定めるほどの特段の事情や地域性は認められないため、内閣府令に定める基準のとおり三田市の基準とする。

【施行期日】

子ども・子育て支援法の施行の日（平成 27 年 4 月 1 日予定）